

測力率により調整可能とすることを留意すること。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kW とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1 kWh とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1%とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - オ 電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨てて、別紙1で示した請求区分で請求書を作成し所管課に提出するものとする。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとし、全施設の検針結果については取りまとめの上、燕・弥彦総合事務組合に提出するものとする。提出形式、方法、時期については燕・弥彦総合事務組合の指定によるものとする。
- (5) 料金の支払いについて、燕・弥彦総合事務組合の指定する施設については口座振替で行うこととし、かかる手数料については電力供給者の負担とする。指定のない施設については、燕・弥彦総合事務組合と電力供給者で協議の上決定する。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者等と調整すること。
- (7) 施設ごとの使用電力量等について、燕・弥彦総合事務組合の指定する様式（別紙4のとおり）による電子データにて、8月分から12月分を1月末日までに、1月分から7月分を8月末日までに、報告するものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。